

山都町では妊娠・出産・子育てを応援しています！

山都町ならではの厚い応援制度を紹介します！

☆出産祝い金☆

●支給対象：出生児の父または母になった者で、次のいずれの要件も満たす方

- ①本町に1年以上住所を有すること
- ②子を出産し、または養育、監護していること
- ③世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと

※給付の特例

①の要件のみに該当しない方であっても、出産の日以後引き続き本町に住所を有し、要件を満たすこととなったときは、『誕生祝い金』として一律3万円の支給が受けられます。

●支給金額

出生児第1子	3万円
第2子	5万円
第3子	10万円
第4子以降	20万円

●手続きに必要なもの

- ・印かん
- ・母子健康手帳
- ・通帳



☆子ども医療費の助成☆

18歳の年度末までの入院・外来・歯科が助成されます。町内の指定医療機関（調剤薬局含む）では受診の際に、**毎回健康保険証と受給者証を併せて提示**すれば、一部負担は無料となります。（21,000円未満に限ります。）また、町外の医療機関で受診された場合でも、下記手順②により申請書と領収書を提出されると、助成を受けることができます。

●支給対象：生まれてから18歳の年度末まで

～医療費助成の手順～

①「子ども医療費受給者証」の交付を受けましょう。

- 必要なもの：・印かん ・通帳 ・健康保険証
- 交付申請場所：役場本庁福祉課および各支所健康福祉係

②申請書に領収書（**医療機関ごと、月ごとにまとめて**）を添えて提出しましょう。また、同じ医療機関で処方されたお薬をもらった薬局名も記入してください。

●領収書・・・受診者名・診療日・保険点数・自己負担額の書いてあるもの

※保険点数が書いていない場合は、医療機関から申請書に直接記入してもらいましょう。

請求期間は診療を受けた月の翌月から6ヶ月以内です。6ヶ月を過ぎると助成を受けられません。（ただし養育医療費の自己負担金を除く）

詳細・申請・問合せ先

本庁福祉課福祉係 ☎ 72-1229 清和支所健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所健康福祉係 ☎ 83-1112

（※山都町ホームページ上でも制度の紹介、申請書のダウンロードができます。）



11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

●児童虐待とは…？

身体的虐待

なぐ、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に締めだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいっぱい汚れている ■ 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ■ 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣き止まない、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



●「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。



- 子育てに体罰や暴言を使わない
- 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- 爆発寸前のイライラをクールダウン
- 親自身がSOSを出そう
- 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

✿ 児童相談所や役場福祉課にご連絡下さい ✿

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

問合せ先 福祉課 福祉係 ☎ 72-1229